議第２５号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例（昭和３７年呉市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３６条の５第３項中「第２号」の次に「及び第３号の２」を，「第１３条第１項」の次に「（第２号を除く。）」を加え，「第１３条の２第３項」を「第１３条の２第４項」に「，第１４条及び第１５条」を「及び第１４条」に改める。

第３６条の７第１項第２号中「別表第１」の次に「(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（前号に掲げるものを除く。）に限る。）及び」を加え，同号を同項第３号とし，同項第１号の次に次の１号を加える。

(2) 令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物（規則第１３条第１項第２号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（以下「小規模特定用途複合防火対象物」という。）のうち同表(5)項ロの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであるものに限る。）（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第２条第９号の３イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）で，同表(1)項から(6)項まで及び(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以上のもの

第３６条の７第２項を次のように改める。

２　前項の規定により設ける自動火災報知設備は，令第２１条第２項及び第３項並びに規則第２３条（第４項第１号へを除く。），第２４条及び第２４条の２の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。この場合において，規則第２４条第５号ロ及びハ並びに第５号の２ロ(イ)及び(ロ)中「部分（前条第４項第１号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と，同条第５号ニ及び第８号の２イ中「階(前条第４項第１号へに掲げる部分を除く。)」とあるのは「階」とする。

第３８条を次のように改める。

（誘導灯等に関する基準）

第３８条　次に掲げる防火対象物には，避難口誘導灯を設けなければならない。

(1) 令別表第１(5)項ロ，(7)項及び(12)項に掲げる防火対象物（同表(7)項に掲げる防火対象物にあつては昼間（日の出から日没までの間をいう。以下同じ。）のみ使用するものを除く。）で，延べ面積が３００平方メートル以上のもの

(2) 令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物に限る。)の部分のうち，同表(5)項ロ，(7)項又は(12)項に掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分（同表(7)項に掲げる用途に供する部分にあつては昼間のみ使用するものを除く。）の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて，当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以上のもの

２　次に掲げる防火対象物には，通路誘導灯を設けなければならない。

(1) 令別表第１(7)項に掲げる防火対象物（昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。）で，延べ面積が３００平方メートル以上のもの

(2) 令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物に限る。）の部分のうち，同表(7)項に掲げる用途に供する部分（昼間のみ使用するもので採光が避難上十分であるものを除く。）の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものであつて，当該用途に供する部分及び同表(1)項から(4)項まで，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以上のもの

３　前２項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は，令第２６条第２項各号（第３号及び第５号を除く。）並びに規則第２８条の２（第１項第５号，第２項第４号及び第３項を除く。）及び第２８条の３（第５項を除く。）の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。

第３９条第１項第１号中「防火対象物」の次に「（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては，小規模特定用途複合防火対象物であるもの及び同表(1)項，(3)項，(5)項イ，(6)項又は(9)項イに掲げる用途のいずれかに該当する用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であつて当該用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル未満であるものを除く。）」を加え，同項中第２号を第３号とし，第１号の次に次の１号を加える。

(2) 令別表第１(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物のうち同表(10)項又は(13)項に掲げる防火対象物のいずれかの用途に供する部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物の延べ面積の１０分の９以上であるものに限る。）の無窓階（１階及び２階を除く。）で床面積が１，０００平方メートル以上のもの

第３９条第２項中「前項第１号」の次に「及び第２号」を加え，「同項第２号」を「同項第３号」に改め，同条第４項中「及び」の次に「第２号並びに」を加える。

第５３条の次に次の１条を加える。

（公表）

第５３条の２　消防長は，防火対象物における消防の用に供する設備（令第７条第１項に規定する消防の用に供する設備をいう。）の設置状況が法，令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は，防火対象物を利用しようとする者の防火に関する安全性の判断に資するため，その旨を公表することができる。

２　消防長は，前項の規定による公表をしようとする場合は，当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

３　第１項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は，規則で定める。

付　則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第５３条の次に１条を加える改正規定は，平成３０年４月１日から施行する。

（提案理由）
　消防法施行令の一部改正等に伴い，消防用設備等の技術上の基準を改めるとともに，重大な消防法令違反のある防火対象物の公表制度を創設するため，この条例案を提出する。